

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】【予算成立後施行分】

1. 概要

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づく各種助成金について、令和 7 年度分に係る制度の見直しや新設等を行うもの。対象となるのは以下の助成金であり、内容の詳細は別紙のとおり。また、その他所要の改正を行う。（人材開発分科会関係は下線部分）

Ⅰ．雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「雇保則」という。）の一部改正関係

1. 65 歳超雇用推進助成金
2. 特定求職者雇用開発助成金
3. トライアル雇用助成金
4. 両立支援等助成金
5. 人材確保等支援助成金
6. キャリアアップ助成金
7. 人材開発支援助成金
8. 2028 年技能五輪国際大会に係る法人に対する経費補助
9. 通年雇用助成金

Ⅱ．建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 29 号。以下「建労則」という。）の一部改正関係

1. 人材確保等支援助成金
2. 人材開発支援助成金

2. 根拠条項

- 雇用保険法第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条第 1 項及び第 2 項
- 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 9 条及び第 47 条

3. 施行期日等

- 公布日 令和 7 年 4 月（予定）
- 施行期日 公布の日（別紙Ⅰ． 4.（2）については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号。以下「育児・介護休業法改正法」という。）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 10 月 1 日）（予定））

I. 雇保則の一部改正関係

7. 人材開発支援助成金

(1) 人材育成支援コース、人への投資促進コース及び事業展開等リスクリング支援コースの拡充

- 昨今の賃金上昇を踏まえ、訓練終了後に賃上げした場合を含め、賃金助成額を引き上げる。(雇保則第125条第2項、附則第34条第2項及び附則第35条第2項)

【現行制度の概要】

① 人材育成支援コース

10時間以上のOFF-JTによる訓練、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、又は有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行う事業主等を支援するコース。

企業規模	賃金助成額 1人1時間当たり	
		賃上げに係る要件
中小企業事業主以外	380円	480円
中小企業事業主	760円	960円

② 人への投資促進コース

「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご意見を踏まえてメニュー化した高度デジタル人材育成のための訓練等を行う事業主を支援するコース。(令和4年度から令和8年度までの暫定措置)

対象訓練・助成内容	企業規模	賃金助成額 1人1時間当たり	
			賃上げに係る要件
高度デジタル人材訓練	中小企業事業主以外	480円	—※1
	中小企業事業主	960円	—※1
成長分野等人材訓練	—	960円※2	—※1
情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	中小企業事業主以外	380円	480円
	中小企業事業主	760円	960円
長期教育訓練休暇制度	中小企業事業主以外	760円※3	960円※3
	中小企業事業主	960円※3	—※1

③ 事業展開等リスクリング支援コース

企業内における新たな事業の創出等の事業展開等に伴い、労働者に必要となるスキルを習得させるための訓練を行う事業主を支援するコース。(令和4年度から令和8年度までの暫定措置)

企業規模	賃金助成額 1人1時間当たり	
		賃上げに係る要件
中小企業事業主以外	480円	—※1

中小企業事業主	960 円	—※1
---------	-------	-----

※1 訓練修了後に賃金を増額した場合の要件は設定せず、あらかじめ高率助成に設定。
 ※2 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。
 ※3 有給による休暇を取得した場合に対象。

【見直しの内容】

① 人材育成支援コース

企業規模	賃金助成額 1 人 1 時間当たり	
	賃上げに係る要件	
中小企業事業主以外	<u>400 円</u>	<u>500 円</u>
中小企業事業主	<u>800 円</u>	<u>1,000 円</u>

② 人への投資促進コース

対象訓練・助成内容	企業規模	賃金助成額 1 人 1 時間当たり	
		賃上げに係る要件	
高度デジタル人材訓練	中小企業事業主以外	<u>500 円</u>	—
	中小企業事業主	<u>1,000 円</u>	—
成長分野等人材訓練	—	<u>1,000 円</u>	—
情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JT と OJT の組み合わせ訓練)	中小企業事業主以外	<u>400 円</u>	<u>500 円</u>
	中小企業事業主	<u>800 円</u>	<u>1,000 円</u>
長期教育訓練休暇制度	中小企業事業主以外	<u>800 円</u>	<u>1,000 円</u>
	中小企業事業主	<u>1,000 円</u>	—

③ 事業展開等リスクリング支援コース

企業規模	賃金助成額 1 人 1 時間当たり	
	賃上げに係る要件	
中小企業事業主以外	<u>500 円</u>	—
中小企業事業主	<u>1,000 円</u>	—

（2）人材育成支援コースの見直し

- 人材育成訓練について、10 時間以上という比較的短時間の OFF-JT による訓練を助成対象としており、必ずしも正規雇用労働者等への転換等のインセンティブとなっていないと考えられることから、正規雇用労働者等への転換等を実施した場合の高率助成を廃止する。一方、有期契約労働者等に対する訓練機会の確保を図る観点から、有期契約労働者等に訓練を実施した場合の経費助成率（訓練終了後に賃上げした場合の経費助成率を含む）を引き上げる。

- 有期実習型訓練について、正規雇用労働者等への転換等を一層促進する観点から、助成メニューを正規雇用労働者等に転換等した場合に限定した上で、経費助成率を引き上げる。（雇保則第 125 条第 2 項）

【現行制度の概要】			
対象訓練・助成内容		経費助成率	
		賃上げに係る要件	
人材育成訓練	有期契約労働者等に訓練を実施した場合※	60%	75%
	正規雇用労働者等への転換等を実施した場合	70%	100%
有期実習型訓練 (OFF-JT と OJT の組み合わせ訓練)	正規雇用労働者等への転換等を実施しなかった場合	60%	75%
	正規雇用労働者等への転換等を実施した場合	70%	100%

※ 正規雇用労働者等に対して、訓練を実施した場合は中小企業 45%（中小企業以外 30%）、訓練修了後賃上げを実施した場合は中小企業 60%（中小企業以外 45%）。

【見直しの内容】			
対象訓練・助成内容		経費助成率	
		賃上げに係る要件	
人材育成訓練	有期契約労働者等に訓練を実施した場合※	<u>70%</u>	<u>85%</u>
有期実習型訓練 (OFF-JT と OJT の組み合わせ訓練)	正規雇用労働者等への転換等を実施した場合	<u>75%</u>	100%

- ※ 正規雇用労働者等に対して、訓練を実施した場合は中小企業 45%（中小企業以外 30%）、訓練修了後賃上げを実施した場合は中小企業 60%（中小企業以外 45%）。

8. 2028 年技能五輪国際大会に係る法人に対する経費補助

- 2028 年技能五輪国際大会については、2023 年 11 月に厚生労働大臣が日本・愛知県への招致表明を行い、2024 年 9 月 10 日のワールドスキルズ・インターナショナル総会において日本・愛知県での開催が決定した。
- 技能五輪国際大会の日本での準備及び開催に当たっては、2007 年ユニバーサル技能五輪国際大会時と同様、財団法人の設立を予定しているところ。
- 当該法人が行う開催準備（競技運営及び国内関係団体への協力依頼）及び国内における開催機運の醸成に要する経費を補助するに当たり、その経費の補助を雇用保険法第 63 条第 1 項第 9 号の事業の一つとして位置づけるため、雇保則第 138 条の改正を行う。

【改正の内容】

- 雇保則第 138 条に「2028 年技能五輪国際大会の開催及び準備を目的とする法人に対して、その業務に要する経費の補助を行うこと。」を追加する。

人材開発支援助成金に係る雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案【概要】

1 人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コースの拡充

○ 賃金助成額の増額

昨今の賃金上昇を踏まえ、賃金助成額を引き上げる。

() 内は中小企業以外の助成額・助成率

拡充の対象となる賃金助成のあるコース・メニュー			賃金助成額（拡充前） （1人1時間当たり）		賃金助成額（拡充後） （1人1時間当たり）	
				賃上げに係る要件※3 を満たした場合		同左※3
人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練				
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	800円 (400円)	1,000円 (500円)
	有期実習型訓練	非正規雇用労働者の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練				
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	960円 (480円)	－	1,000円 (500円)	－
	成長分野等人材訓練		960円※1	－	1,000円※1	－
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	800円 (400円)	1,000円 (500円)
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	960円※2 (760円)	－※2 (960円)	1,000円※2 (800円)	－※2 (1,000円)
事業展開等リスキリング支援コース		事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	960円 (480円)	－	1,000円 (500円)	－

※1 国内の大学院を利用した場合に助成 ※2 有給休暇の場合のみ助成
※3 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成額を加算

2 人材育成支援コースの見直し（非正規雇用労働者に対する助成メニューの整理・重点化）

○ 正社員化要件等の見直し

非正規雇用労働者の訓練機会の確保及び正規雇用労働者への転換等を促進するため、人材育成支援コースにおける非正規雇用労働者に対する助成メニューを整理・重点化し、経費助成率を見直す。

※ 令和5年度における正規雇用労働者への転換等した人数 人材育成訓練：訓練修了者8,036人のうち、2,589人（32.2%） 有期実習型訓練：訓練修了者5,964人のうち、4,439人（74.4%）

見直しの対象となるメニュー		経費助成率（見直し前）		経費助成率（見直し後）	
			賃上げに係る要件※2 を満たした場合		同左※2
人材育成訓練	非正規雇用労働者に訓練を実施した場合※1	60%	75%	70%	85%
	正規雇用労働者への転換等を実施した場合	70%	100%		
有期実習型訓練 （OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）	非正規雇用労働者に訓練を実施した場合	60%	75%	75%	100%
	正規雇用労働者への転換等を実施した場合	70%	100%		

※1 正規雇用労働者に対して訓練を実施した場合は中小企業45%（中小企業以外30%）、訓練修了後賃上げを実施した場合は中小企業60%（中小企業以外45%）
※2 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率を加算

2028年技能五輪国際大会の開催団体（財団法人）への補助について

- 技能五輪国際大会の日本での準備及び開催に当たっては、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会時と同様、財団法人の設立を予定。（設立後、公益財団法人への移行を想定）
- 財団が行う、開催準備（競技運営及び国内関係団体への協力依頼）及び国内における開催機運の醸成に要する経費を補助（10/10）。※（目）技能向上対策費補助金

○一般財団法人2028年技能五輪国際大会日本組織委員会への補助について

雇用保険法第63条第1項第9号（労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業）の一として、雇用保険法施行規則第138条に次の1号を加えることを想定。

「2028年技能五輪国際大会の開催及び準備を目的とする法人に対して、その業務に要する経費の補助を行うこと。」

財団法人が実施する業務

○大会開催に向けた準備業務

各競技職種ごとの競技会場の設営や各競技に関する技術的検討の実施業務

○大会運営及び主催団体との調整

大会運営及び大会主催団体であるワールドスキルズインターナショナル（WSI）や職種団体等との連絡及び調整

○大会開催に向けた国内の機運醸成

我が国での国際大会開催に向け、多様な広報媒体を活用した周知広報の実施及び技能尊重機運を醸成するための国際シンポジウムの開催

財団法人の位置付け

